

長野県総合計画審議会「土地利用・事業認定部会」について

令和 8 年 9 月

企画振興部総合政策課・建設部建設政策課

1 部会の概要

土地利用・事業認定部会は、国土利用計画法第 38 条に規定される審議会として、長野県では附属機関条例及び総合計画審議会組織運営要綱に基づき総合計画審議会の部会として設置している。

土地利用・事業認定部会では次の事項を調査審議しており、部会の議決は総合計画審議会の議決とするとされている。

(1) 国土利用計画法に基づく事項

県は、国土利用計画（県計画）、県の土地利用基本計画を定める場合（変更する場合を含む。）や、国土利用計画（市町村計画）に助言又は勧告を行う場合に、審議会の意見を聴かなければならないとされている。

(2) 国土調査法に基づく事項

県は、「地籍調査」、「土地分類調査」及び「水調査」の三種の調査の実施に当たり、審議会の意見を聴くことができるとされている。

(3) 土地収用法に基づく事項

道路建設など公共の利益となる事業を行う起業者は、県に対して土地収用を行う権限の付与を求める「事業認定申請」をすることができる。

県は、事業認定申請に関して利害関係人から申請に対する意見書の提出があった場合に、審議会の意見を聴かなければならないとされている。

2 部会の委員（案）

部会の委員は、総合計画審議会会長が委員及び専門委員から指名することとしている。

部会の調査審議事項に鑑み、「行政、農業、法律、環境、都市計画」の各分野から次の 5 名の指名を事務局案として提案する。

氏名（敬称略）	役職等	分野	専門委員
金子 ゆかり	長野県市長会長（諏訪市長）	行政	
中塚 徹	長野県農業協同組合中央会常務理事	農業	
今井 智恵	弁護士	法律	○
内川 義行	信州大学農学部准教授	環境	○
森本 瑛士	信州大学工学部助教	都市計画	○

3 部会の当面の予定

令和 8 年度は、10 月以降に会議を開催し、土地利用基本計画の変更について調査審議する予定である。